

大規模災害に備えた災害弔慰金等の円滑な支給について

健康福祉総合相談課
生活福祉課

1. 政策等の背景・目的及び効果

市民が大規模な自然災害により死亡、あるいは心身に著しい障害が残った場合には、関係法令等に基づき、市において災害弔慰金や災害障害見舞金の認定を行い、支給することとしています。

災害弔慰金は、災害を直接的な原因として死亡された方だけでなく、被災者が避難生活の継続など環境の変化により体調を崩して死亡された場合等の、いわゆる「災害関連死※」の方も支給対象となっていますが、その対象となるかどうかにおいては、災害と死亡の因果関係の有無の判断が必要となります。他方で、その判断を行うための審査体制の整備などに時間を要していることが全国的な課題となっています。また、災害障害見舞金についても、大規模災害になれば、事後に障害が生じる可能性も高く、その判定も困難となることが懸念されています。

そこでこの度、大規模災害に備え、審査体制を整え災害弔慰金や災害障害見舞金を速やかに支給できるよう、事前の整備を行うものです。

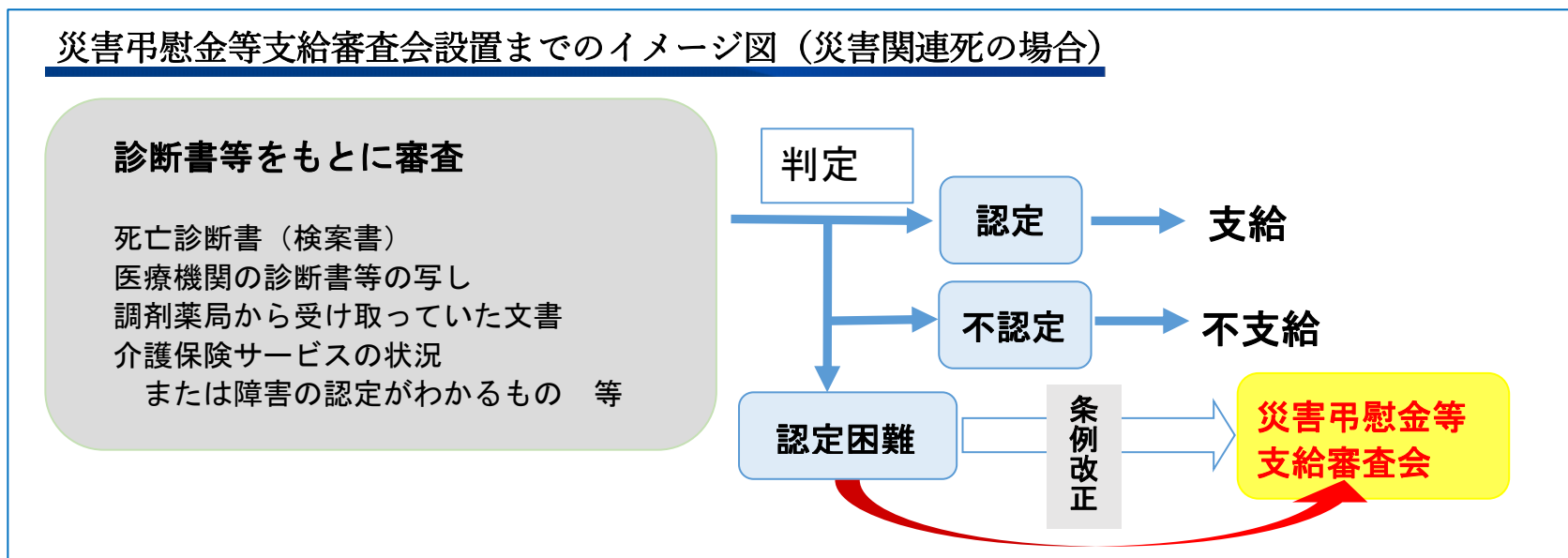
※災害関連死…内閣府の示す定義では、「当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）」と定められています。

2. 内容

(1) 審査会の設置

大規模災害が発生した際に、「災害関連死」を含む災害弔慰金や災害障害見舞金の支給については、過去の大規模災害で認定された実例なども参考にしながら市において認定を行います。しかし、その判断が困難な場合は、医師や弁護士等の有識者による「災害弔慰金等支給審査会（以下、「審査会」とします）」を市で設置し、専門的な見地から災害との因果関係等を審査することとしており、審査会の設置には、「枚方市災害弔慰金の支給等に関する条例」の改正が必要となります。

現状では、発災後にこの手順を踏んで実施していくこととなりますが、近年、大規模災害が相次ぐ中で、「災害関連死」で犠牲となる人が増えていることもあり、発災後の審議会の設置等では災害弔慰金等の支給が遅いことが課題となっていることから、発災後、速やかに対応できるよう、平時において条例を改正し、審査会を設置しておくものです。



(2) 審査会の構成

審査会の委員構成は、国からの通知等を踏まえ、弁護士や医師、医療ソーシャルワーカー等を想定していますが、この間の全国で発生した大規模災害では、自治体ごとの認定状況の差の解消や、円滑な審査を行うため、発災後に都道府県が推薦する有識者の委嘱が求められたり、医療の専門領域、地震や風水害等の災害の状況にも対応できる委員の委嘱を柔軟に行う必要が生じたりしたことを踏まえ、平時からの委員委嘱は行わず、枚方市医師会や大阪府弁護士会等、委員の推薦を依頼する団体から、発災後速やかに委員をご推薦いただけるよう、事前に協議を行うものです。

なお、委員は7名以内を想定しておりますが、災害の規模等に応じて、委員を追加できるよう柔軟に対応します。

3. 実施時期等

- | | | |
|-------------|-----|--|
| 令和6年（2024年） | 11月 | 市民福祉委員協議会へ内容について報告 |
| | 12月 | 枚方市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正
医師会、弁護士会等の関係団体へ協力依頼 |

4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 安全で、利便性の高いまち

- 施策目標
1. 災害に対する備えができているまち
 2. 災害時に、迅速・的確に対応できるまち



5. 関係法令・条例等

- ・ 災害弔慰金の支給等に関する法律
- ・ 枚方市災害弔慰金の支給等に関する条例
- ・ 枚方市地域防災計画

6. 事業費・財源及びコスト

委員は、発災後に審査会を開催する必要がある際に委嘱するため、平時からの委員報酬等に関する予算措置は行わず、大規模災害等が発生した際の災害対応に要する予算とともに計上する予定です。

参考

【災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給概要】

	災害弔慰金	災害障害見舞金
実施主体	市町村 (費用負担割合 国2/4 県(府)1/4 市1/4)	市町村 (費用負担割合 国2/4 県(府)1/4 市1/4)
対象災害	自然災害であって、次のいずれかに該当する場合 ①市内で住家が5世帯以上滅失した災害 ②府内で住家が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害 ③府内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	同左
受給者	次の範囲の遺族 ①配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹 ②死亡した者の死亡当時その者と同じくしていたものに限る ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る	対象災害により負傷し又は疫病にかかり、それが治ったとき(その症状が固定したときを含む)に精神又は身体に次に掲げる程度の障害を有するもの ア 両眼が失明したもの イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給額	生計維持者が死亡した場合…500万円 それ以外の方が死亡した場合…250万円	その者の属する世帯の生計を主として維持していた場合…250万円 その他の場合…125万円

※住家滅失世帯とは、全壊・全焼・流失の被害に遭った世帯、半壊・半焼は1/2、床上浸水や土砂の堆積は1/3と見なす